

国建研監発第 4 号
令和元年6月18日

国立研究開発法人
建築研究所
理事長 緑川光正 殿

国立研究開発法人
建築研究所

監事 山崎房長

監事 長沢美智子

平成30事業年度の監査報告

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所の監査報告を作成したので、国立研究開発法人建築研究所監事監査規程第10条の規定に基づき、別紙の通り、監査報告を提出いたします。

なお、併せて、国土交通大臣に対する監査報告は、監事から、別紙と同一の内容をもつて行うことを報告します。

(別紙)

平成30事業年度監査報告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）の平成30事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり、報告する。

I 監事の監査の方法及びその内容

平成30事業年度は、監査計画に基づき、以下の事項について定期監査を実施した。

- ・「会計監査人との契約」及び
　　「固定資産・物品の台帳上の管理等の会計処理」について（7月）
- ・「研究グループ長・センター長に対するヒアリング等」（9月及び10月）
- ・「研究・研修施設、機械・装置等の維持管理等について」（10月）
- ・「人事管理」及び「安全管理」について
　　及び「防災対策その他の危機管理対策等について」（11月）
- ・「中長期計画及び年度計画の実施状況等について」（12月及び1月）
- ・「過去に監事監査で取り上げられた事項のその後の状況等について」（2月）
- ・「平成30年度第1～3四半期の契約状況」
　　及び「情報セキュリティ対策」について（3月）

また、以下の事項について、臨時監査を実施した。

- ・「個人情報保護、情報開示及び倫理規程運用の各状況について」（1月）

さらに、令和元年度に入り、平成30事業年度の事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を行った（5月及び6月）。

監査環境の整備のため、各監事は、理事長、理事、総務部、企画部、各研究グループ長・国際地震工学センター長その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、

役員会、リスク管理委員会はもとより、原則として毎週開催される役員懇談会、幹部会議、グループ長等会議等の重要な会議に出席して情報の収集に努めるとともに、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、研究所では、理事長の決裁を必要とする案件は、監事に全て回付されることとされており、情報収集に役立っている。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が独立行政法人通則法、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制（本監査報告において「内部統制システム」という。）については、監査計画に基づく定期監査及び臨時監査において調査した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上のことから、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 研究所の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、法令等に従い適正に実施されており、また、中長期目標（第四期）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムについては、監査計画に基づく定期監査及び臨時監査において、

調査した。内部統制システムに関する業務の内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する研究所の理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。勤怠管理や資産管理等について内部監査を実施するとともに、幹部会議において理事長の決定事項や各種監査報告及びその措置状況を議題とするなど、内部統制の推進に努めている。また、理事長と職員との意見交換を実施し、その概要及び実施後の業務の改善状況等についてはグループ長等会議でフィードバックするなど、情報の共有及び業務の改善に努めている。実験棟における安全・衛生管理面では、薬品や化学物質の存在等で注意を必要とする場所等に、よりわかりやすい標示を掲示する「見える化」の工夫等を実施しているところである。このような安全・衛生管理の取組みの充実度向上の不断の努力が重要である。さらに、研究所の報告書等において引用していたデータに不正が判明した事案では、引用元論文を公開した関係大学による当該研究に関する不正との調査結果を受けて、当該データを研究所報告書等から削除するとともに、研究所が公表した報告書等の全体の論旨は、研究所等による建築物の被害状況等の調査結果に基づいたものであることから、報告書等の結論には影響しない旨について公表しており、適切な対応であった。

会計監査人に関しては、「監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合」を要件として同一の会計監査人と複数年度にわたって契約することが可能とされている（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）Ⅱの3の（1））ことから、この「監査の質の向上を図る必要がある」かどうかという観点から、毎事業年度、適確に判断した上で、適切な契約手続及び契約の履行を行っていくべきである。この点で、平成30事業年度の会計監査人との契約に当たって、あらかじめ、研究所内で前事業年度の契約履行実績等も明確に資料等で確認していた点は改善である。

情報セキュリティ対策に関しては、政府における情報セキュリティ対策のための統一基準群に対応した規程等の整備が進められているところであると認める。平成30事業年度においては、情報セキュリティ委員会3回、同委員会部会11回の開催を実施するなど、研究所の業務の現状も踏まえながら、情報セキュリティ対策を精力的に進めてきた。今後は、研究所の役職員に対する情報セキュリティ対策に関する周知、啓発等を一層充実させるなど、実際の運用等の充実度向上が重要である。

3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

平成30事業年度の財務諸表は、監査の結果、適正であると認める。

また、決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認める。

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

III 過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

役員の報酬及び職員の給与等の水準並びに理事長の報酬水準については、国家公務員との比較に関する資料等を、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会の運営状況及び契約関係書類等を、業務の効率化については、国立研究開発法人土木研究所を含む複数機関との共同調達の実施状況等の資料を、それぞれ、提出させ調査した。

いずれについても、特段記載すべき問題は見受けられない。

令和元年6月18日

国立研究開発法人 建築研究所

監事 山崎房長 

監事 長沢美智子 